

議案第 8 号

調布市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 27 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用する条項等を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

調布市個人番号の利用に関する条例（平成27年調布市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第1項中「法別表第2事務の欄に掲げる」を「特定個人番号利用」に改め、同条第3項中「法別表第2事務の欄に掲げる」を「特定個人番号利用」に、「同表特定個人情報の欄に掲げる」を「利用」に改め、同項ただし書中「当該特定」を「当該利用特定」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。